

賃金・社会保険料負担の増加を乗り切るための中小企業支援の抜本的拡充
を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 1 0 月 9 日

提出者

岩 田 浩 岳

岡 本 淳

原 拓 也

内 藤 芳 秀

吉 野 和 彦

高 橋 雅 彦

園 山 繁

大 屋 俊 弘

(別紙)

賃金・社会保険料負担の増加を乗り切るための中小企業支援の抜本的拡充を求める意見書

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）は、行き過ぎた円安等の影響によるエネルギー価格・原材料価格の高騰、人件費の上昇などにより利益が圧迫され、大変厳しい経営環境にある。全国的には大企業を中心に賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分ではなく、賃上げの実現は難しい状況にある。

さらに、最低賃金について、政府はこれまでの「2030 年代半ばまでに」全国加重平均 1,500 円を目指す方針を、今年に入り、「2020 年代に」に前倒しする方針を掲げ、令和 7 年度の最低賃金改定では全国加重平均で 66 円の引上げとなるなど、これまでにない引上げとなっている。また、社会保険料についても、本年 6 月の法律改正により、年収 106 万円の壁の撤廃や企業規模要件の段階的な撤廃など、被用者保険の適用拡大が進められている。

最低賃金の大幅な引上げと被用者保険加入対象者の拡大により、賃金と社会保険料の事業主負担が二重に増加し、中小企業等には過重な負担となり、事業継続や雇用継続を阻害しかねないが、政府は、賃金上昇や社会保険改革に関わるロードマップを示しておらず、国の支援についても不明確である。

島根県議会としては、令和 6 年 3 月 14 日付けで、最低賃金の引上げと中小企業等への支援は両輪であるとする、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を提出しているが、政府の対策は、既存助成制度などの運用改善に留まり、最低賃金引上げや社会保険料の負担増に対応できるような抜本的な対策は実施されていない。

中小企業等が最低賃金の引上げ等に対応し、事業継続や雇用維持できるようにするためには、政府において、抜本的な支援策を実施することにより、中小企業等が負担の増加を乗り越えられる環境を、早急に整備していく必要がある。

以上の趣旨から、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 可能な限り多くの中小企業等が各種助成金等を受給し、最低賃金の引上げへの対応ができるよう、十分な予算を確保し、賃上げ原資確保が難しい事業者が利用可能な抜本的な支援策を早急に実施すること。また、こうした抜本的な支援策による効果が十分に確認できない場合には、目標達成時期を後ろ倒しすること。
- 2 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）」が令和 7 年 6 月 20 日に公布され、今後、社会保険料の企業規模要件が段階的に撤廃される等、被用者保険の適用拡大が進み、社会保険料負担の増加が中小企業等の経営に大きな影響を及ぼすことから、その原資が確保できるよう、上記 1 の抜本的な支援策とともに、例えば、厚生年金保険の保険料率を企業の規模別に段階的に定める等の負担額の軽減支援も含め、継続して実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

賃金向上担当大臣

中央最低賃金審議会会長

【令和 7 年 1 0 月 9 日原案可決】